

会計検査院規則第四号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十二条第三項及び第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

会計検査院長 森田 祐司

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一局総務検査課の事務分掌事項欄中「貸付けに係る経理」の次に「、福島国際研究教育機構」を加え、同表第二局厚生労働検査第一課の事務分掌事項欄中「内閣府子ども・子育て本部」を「子ども家庭庁」に改め、同表第五局の課及び上席調査官欄中「情報通信検査課」を「デジタル検査課」に改め、同表の備考三中「検査を受けるものの」の次に「デジタル社会の形成に関する施策その他の」を加え、「情報通信検査課」を「デジタル検査課」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行し、改正後の別表第一局総務検査課の事務分掌事項欄の

規定は、福島国際研究教育機構の成立の日から適用する。

2 この規則による改正前の別表の備考三の規定により事務総長から特に命ぜられた事項は、この規則の施行の際、改正後の別表の備考三の規定により事務総長から特に命ぜられた事項とみなす。

新旧対照

◎会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和22年会計検査院規則第3号）（抄）

下線部分が改正箇所

u003c/div>

改正後			改正前		
別表（第八条、第九条関係）			別表（第八条、第九条関係）		
局	課及び上席調査官	事務分掌事項	局	課及び上席調査官	事務分掌事項
第一局	(略)	(略)	第一局	(同左)	(同左)
	総務検査課	内閣府地方創生推進事務局、復興庁、総務省（他の課の所掌に属する分を除く。）、財政融資資金の地方債及び地方公共団体に対する貸付けに係る経理、 <u>福島国際研究教育機構</u> 並びに地方公共団体金融機構の検査に関する事務 検査を受けるものの東日本大震災からの復興に関する事業に係る経理に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務		総務検査課	内閣府地方創生推進事務局、復興庁、総務省（他の課の所掌に属する分を除く。）、財政融資資金の地方債及び地方公共団体に対する貸付けに係る経理並びに地方公共団体金融機構の検査に関する事務 検査を受けるものの東日本大震災からの復興に関する事業に係る経理に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務
	(略)	(略)		(同左)	(同左)
第二局	厚生労働検査第一課	<u>こども家庭庁</u> 、厚生労働省（他の課の所掌に属する分を除く。）、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の検査に関する事務	第二局	厚生労働検査第一課	<u>内閣府子ども・子育て本部</u> 、厚生労働省（他の課の所掌に属する分を除く。）、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の検査に関する事務

	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第五局	<u>デジタル検査課</u>	デジタル庁、総務省国際戦略局、情報流通行政局、総合通信基盤局及びサイバーセキュリティ統括官、情報通信政策研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構並びに株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の検査に関する事務
	(略)	(略)

備考

一・二 (略)

三 検査を受けるもののデジタル社会の形成に関する施策その他の情報通信に係る経理に関する検査のうち事務総長から特に命ぜられた事項の検査については、この表の定めにかかわらず、第五局デジタル検査課が分掌するものとする。

四～七 (略)

	(同左)	(同左)
(同左)	(同左)	(同左)
第五局	<u>情報通信検査課</u>	(同左)
	(同左)	(同左)

備考

一・二 (同左)

三 検査を受けるものの情報通信に係る経理に関する検査のうち事務総長から特に命ぜられた事項の検査については、この表の定めにかかわらず、第五局情報通信検査課が分掌するものとする。

四～七 (同左)